

野洲市地域防災計画（案）に係るパブリックコメントの結果

1. 閲覧及び意見募集期間・・・平成 30 年 2 月 1 日から 20 日
2. 意見提出件数・・・2 件（意見 9 件）
3. 意見の概要及び市の考え方

NO.	ページ	意見の概要	市の考え方
1	震災編 P93	避難行動要支援者名簿の整備について、「避難行動要支援者名簿情報は、情報漏洩を防止するため適切な措置を講ずる。」とあるが実現可能な具体的な方法を提示する必要があると考える。	避難行動要支援者名簿情報の提示方法は明確にしておく必要がありますが、地域防災計画は主に基本方針を記載するものであるため、具体的な方法については「野洲市避難行動要支援者避難支援計画」よるものとし、当該計画に定めています。
2	震災編 P100	防災訓練の充実について、数年に 1 回、市民、全ての自治会（自主防災隊）が参加する総合訓練を実施する必要がある。（訓練内容の提案）	市民、自治会関連の訓練の記載については、震災編の P102 3. 各機関別の訓練 (3) 地域自主防災組織の避難訓練、P103 第 3 節自主防災組織の整備 (4) 各自主防災組織への指導、助言に「自主防災組織リーダー研修会」等の開催として記載しています。また、P100 総合訓練の記載については、第 2 節防災訓練の充実 1. 防災総合訓練の記載にある「関係機関の協調」を「市民、自治会の参加のもと、関係機関が協調」に修正します。 今年度、実践型訓練への見直しとして、全自治会の自主防災組織等のリーダーを対象とした各種研修会、訓練を 3 回実施しております。今後、それら見直しを反映した総合防災訓練を学区単位で実施する予定です。
3	震災編 P102	自主防災組織の整備について、具体的にどのような手段で整備を図るのか明示してほしい。	現在、自主防災組織は全自治会で整備されています。自主防災組織の整備手段については、P102 の第 3 節 自主防災組織の整備 1. 地域自主防災組織の整備に記載のとおり、新たな自治会については、自主防災組織の結成を促進するため、積極的な広報活動による啓発を行います。また、結成後は運営や資材調達、訓練等に対して助言を行い、組織の充実を図っていきます。

NO.	ページ	意見の概要	市の考え方
4	震災編 P187	市からの避難所開設情報について、どの時点で開設情報を発信するのか。TV、パソコンが使えない状況下でどんな手段で発信するのか明示して頂きたい。	避難所の開設状況は、避難情報発令時等、開設準備ができた時点でTV、ホームページの他、防災行政無線、配信メール、広報車等を使って市民へ情報発信します。情報伝達方法について、P187の「5. 指定避難所の開設及び運営」に追記します。
5	資料編 P66	指定緊急避難場所について、洪水時、三上小学校、コミセンみかみは2階以上の部分があるので、指定緊急避難場所として使用できると思われる。内水氾濫時、三上小学校、三上幼稚園、三上保育園、コミセンみかみは指定緊急避難場所として使用できると思われるので見直していただきたい。野洲川河川公園は、河川内に有り、洪水の場合の指定緊急避難場所としては不適切と思われます。	指定緊急避難場所の指定基準には、管理条件、立地条件、構造条件等があり、管理条件において常時開放されていることや、立地条件において安全区域内であることが求められます。当該施設は2階部分が常時開放されていないことや、洪水浸水想定区域内にあり安全区域外になることから、指定緊急避難場所の指定基準に該当しないため指定しません。 野洲川河川公園は、表記誤りのため洪水時は「×」に修正します。
6	資料編 P40	「資料編 参考資料-11 水害避難勧告等判断・伝達マニュアル 浸水想定区域に対する避難場所」に避難所が記載されているが指定避難所なのか、指定緊急避難場所なのかを明確にしていきたい。	指定避難所として記載していますので表記を「指定避難所」に修正します。
7	資料編 P66	三上学区内に洪水、内水氾濫に対する指定緊急避難場所が指定出来ない場合は、新たに指定緊急避難場所を設置していただきたい。	新たな施設の設置は考えていません。洪水、内水氾濫の場合は、状況により市内の他の安全な指定緊急避難場所へ避難誘導を行います。
8	資料編 P66	三上保育園が指定避難所と指定緊急避難場所として記載されているが、三上保育園は平成30年度に閉鎖予定で近江富士地区内では指定避難所と指定緊急避難場所が無くなることになる。その後の指定避難所と指定緊急避難場所とはどこになるのか。	三上保育園は耐震強度が不足している為閉鎖になりますが、閉鎖後の近江富士地区の指定避難所及び指定緊急避難場所については、三上小学校、三上幼稚園、コミュニティーセンターみかみになります。
9	風水害編 P25	「風水害対策編」に記載された浸水想定地の安全度マップ、野洲川浸水想定区域は広域で不鮮明なので、拡大してハザードマップとして各家庭に配布していただきたい。また、野洲川破堤による洪水と内水氾濫による浸水では避難方法が異なるので、最大深図として一つにまとめるのではなく、それぞれに区分して配布していただきたい。	拡大版等の洪水及び内水のハザードマップ作成については、定期的に更新を行っており、次回更新予定の平成32年度において対応します。